

多摩市工事契約約款第25条第6項（インフレライド条項）、 第25条第1項から第4項（全体スライド条項）の内容及び手続きについて

1 内容

受注者は、多摩市工事契約約款第25条第6項、第25条第1項から第4項の規定により、賃金水準又は物価水準の変動による契約金額の変更を請求することができます。

2 対象工事

(1) 多摩市工事契約約款第25条第6項（インフレライド条項）

以下の①および②のいずれにも該当する工事を対象とします。

- ① 令和8年3月1日が工期内にある工事で、かつ、3(3)の残工期が原則として2月以上あるもの。
- ② 変動前残工事金額と変動後残工事金額との差額のうち変動前残工事金額の100分の1を超えているもの。

(2) 多摩市工事契約約款第25条第1項から第4項（全体スライド条項）

以下の①および②のいずれにも該当する工事を対象とします。

- ① 契約日から12ヶ月を経過した工事で、かつ、3(3)の残工期が原則として2月以上あるもの。（ただし、既に全体スライド条項又はインフレライド条項により契約金額の変更を行っている場合は、基準日（直前のものに限る。）から12ヶ月を経過していることとします。）
- ② 変動前残工事金額と変動後残工事金額との差額のうち変動前残工事金額の1000分の15を超えているもの。

3 定義

(1) 請求日

インフレライド条項により、受注者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とします。

(2) 基準日

スライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日です。請求日と同じ日とすることを基本としますが、請求日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることができます。

(3) 残工期

基準日以降の工期までの工事期間とします。ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができます。

(4) 出来形数量

基準日における既済部分に係る設計数量

(5) スライド額

4により算出した契約変更の対象となる額

4 契約金額の変更

(1) 出来形数量の確認

- ① スライド額の基礎となる残工事量を算出するため、発注者（工事主管課）は請求日から起算して14日以内に、基準日時点における出来形数量を確認します。受注者は、出来形数量の確認にあたり、必要な資料を提出してください。
- ② 出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行います。出来形数量の基本的な扱いは、以下のとおりです。

ア 現場搬入材料について、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱います。

イ 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等について、出来形数量の対象とする場合、その数量は発注者の積算に係る数量とします。

ウ 各工事におけるア及びイの詳細については、発注者（工事主管課）へ確認してください。

- ③ 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形数量に含めるものとします。

(2) スライド額の算出

- ① スライド額は、次式により算出します。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)] \times (\text{消費税及び地方消費税の税率})$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表します。

S：スライド額

P1（＝ $\alpha \times Z1$ ）：変動前残工事金額（契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額）（税抜き）

P2（＝ $\alpha \times Z2$ ）：変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（P1）に相当する額）（税抜き）

α ：落札率（当初契約金額／予定価格）（有効数字は積算基準による。）

Z1：発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額（税抜き）

Z2：変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（Z1）に相当する額（税抜き）

- ② P1及びZ1の算出に用いる単価は、起工時における多摩市の積算単価とします。
- ③ P2及びZ2は、基準日の物価指数等（積算に使用する単価の変動率）により定めることとし、残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出します。ただし、受発注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができます。
- ④ P2及びZ2を算出する際に用いる単価については、基準日時点の多摩市の積算単価とします。
- ⑤ ④によることが著しく不相当であると認められる場合には、受発注者の協議によることとします。

5 契約金額の変更協議の請求期限

工期末の2ヶ月前までに請求とします。

6 契約変更の流れ

- (1) 市から該当受注者へ手続きについて通知
- (2) 受注者は、「変更請求書」（様式1-1）及び「概算スライド額調書」（様式1-2）、「誓約書」（様式4）を市（工事主管課）へ提出
- (3) (2)の請求日の翌日から起算して7日以内に「協議の開始の日について」（様式2）を市（工事主管課）から受注者へ通知
- (4) 市（工事主管課）は請求日から起算して14日以内に基準日時点の出来形数量、スライド額（案）を算出
- (5) 市（工事主管課）はスライド額（案）をもとに「協議書」（様式3-1）を受注者に通知
- (6) 受注者は「承諾書」（様式3-2）を市（工事主管課）に提出（(6)までを(3)で定めた協議開始日の翌日から起算して14日以内に実施。14日以内に協議が整わない場合は市（工事主管課）がスライド額を決定し、「スライド額決定通知」（様式3-3）を受注者に通知）
- (7) 市から契約変更協議書を受注者へ案内
- (8) 受注者は承諾書を市へ提出

※契約変更の流れの詳細は別紙2-1をご参照ください。

以上